

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 希望委員による岡山少年院見学

1 日時

平成17年7月4日(月)午後零時45分

2 参加者

13人(男性9人,女性4人)中7人(男性5人,女性2人)の委員が参加

3 見学等

岡山少年院会議室において岡山少年院長の概況説明等を受けた後,同院長等の案内により施設内を見学した。

第2 意見交換等

1 日時

平成17年7月4日(月)午後3時50分から午後5時

2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

3 出席者

13人(男性9人,女性4人)中10人(男性8人,女性2人)の委員が出席

4 議事

- 委員長あいさつ

- 新委員自己紹介

前回の委員会(5月25日)から今回の委員会までに新たに任命された委員が自己紹介を行った。

- 前回の委員会の質問事項に対する説明等

平成16年度に少年院送致件数が増えているが,その非行罪名はどうかとの質問について,次のとおり少年係次席家裁調査官が説明を行った。

事件種別では平成12年から14年ころは窃盗事件が20件,20人程度だが,平成15年は35人,平成16年は42人と窃盗事件が急増している。これが全体の数を大きく引き上げているように思われる。

そして,平成16年は恐喝事件も前年に比べて10件程度増えており,そういうことから全体が多くなったと思われる。

- 意見交換等

「少年事件について」(少年院見学の感想等を含む。)意見交換され,次のような意見が述べられた。

- 岡山少年院の在院少年の保護処分歴について,少年院送致2回目が34人,3回以上が12人と再犯率が非常に高いと感じた。

- 岡山少年院(中等,特別少年院)だけを見た場合には,二度,三度の少年ばかりが来ているため,再犯率が高いというのは間違いない。

- 最近では以前と比べて裁判官からの処遇勧告が付く割合が多と言われていたが,その一方で全体を見ると長期になっている感じもする。裁判所として処遇勧告を出す事案は,どのような事案を中心に出しているのか。私の印象としては,社会の耳目を引いた事件は,その少年の更生の可能性よりは,少なくとも最低はこれぐらいはしておかないと社会が納得しないということでされている例もあるのかとも思う。そうであれば処遇勧告として望ましくないと思う。

- 処遇勧告は短期のものがほとんどである,長期の処遇勧告はあまりないのではないかと思う。社会の耳目を集めて,人を死に至らしたという事件でも保護処分を選択したという場合,社会の目もあるということで比較的長期だとか,相当長期ということで2年

あるいは2年半という形で処遇勧告が行われるのが実情である。

- 起こした罪の結果の大きさより、その少年の非行の深さとか更生の可能性とかを見るべきで、人が死ぬような事件を起こしたから長期ということではいけないと思っているが、最近では社会の風潮があって、裁判所はそこをかなり気にしているようであるが、付添人の立場から言うと、立ち直りが結構早い少年をあえて長くしているような気もする。
- どういう処遇をするかは、その少年がどういう形で、どういうところで処遇されるか、あるいは矯正教育を受けることが適当かが一番のポイントであると思う。その見極めの段階で、不適當なところへ行ってしまうとか、適当だと思って送致したところが十分な能力を持っていないとかが一番大きな問題ではないかと思う。
- 14歳未満の少年も少年院に収容できるように少年院法を改正しようということであるが、それは、特殊な事件が起きると全国版に大々的に報道され、14歳未満の子どもの中で何かが起こっているのではないかの社会の印象があって、そういう子を自立支援施設に入れても立ち直れないから、もっと厳しいところできっちりやらなければならないということで、変わっていったのではないかと思う。また、14歳未満の子どもたちの事件の調査は児童相談所ではなく、犯罪捜査の専門家である警察がやった方がよいとの少年法の改正案が出されていて、特殊な事件があるとそれを取り上げて、それが世の中の中心で動いているかのように思われると国会の方ですぐに法律が変わる仕組みになっているように思われる。
- 少年院での生活は非常に規制の厳しい秩序のある生活で、それだけに社会へ出たときにどうなるかの心配を持った。こころのケアはもっと長期間必要で指導もまだ必要ではないかと思う。その点について、例えば、家庭裁判所の半数以上の所で「少年友の会」というのが結成されていて、少年の非行を防止するため又は更生させるためのボランティア活動がされていると聞いている。それは審判の時の付き添いとか、それに所属している学生ボランティアが学習指導とかキャンプなどを行って子どもの更生に努めているとのことである。岡山にはまだこういうものはないが、どのように考えているのか。
そして、報道についてだが、特別な犯罪でも凶悪事件というのは非常に大きなショックを与えるので、非行に繋がらないような報道の仕方、又は非行を押さえるような報道の仕方、そういうものを言葉や映像の出し方を選んで内容を制限して報道していただけたらと思う。
- マスコミの立場から言うと、特異な例がすべてのようにセンセーショナルに取り上げているわけでは決してない。ところが、報道される時に「15歳の少年の心に何が」等という形で出てしまうので、少し誤解もあるのかも知れない。私の個人的な考えだが、犯罪報道をなぜするかと言うと、二度とこういう犯罪を起こしてはならない、類似犯罪を防止しなければならない、これが根底にあると私は思う。情報をみんなで共有して再発防止を一緒に考えていくことが大切。そのためにいろんな角度から取材をして報道している。それが誤解をされ、時にはセンセーショナルになるのかも知れないが、こうした犯罪を二度と起こしてはならないという気持ちでそれぞれの記者が取材をしていかなければならないと思っているし、しっかり伝えるつもりでもいる。
- 少年院には女性職員がいないのではないかと思った。同性だけで指導するのはどんなに素晴らしい人でも不十分なところがあるのではないかと感じた。
- 男子の施設にもここ10年ほど女性職員が少しずつ入ってきている。
- 女性で篤志面接員になっている人が少年院には多い。
- 保護観察とか少年院を出てきたときの学習指導をボランティアでするとか、そういう施設に入っていないときの立ち直りの援助をすることは難しいとは思いますが、中心となっ

て動くとしたら家庭裁判所が一番良いのではないか。

- 「少年友の会」というのは全国で33ぐらいあるが、中国5県にはない。全国的には調停協会が母体になって作っているところが多いので、調停協会等にできれば作っていただき、例えば、事件としても難しくなく、親が見放していて審判に保護者が来ないことが分かっているような場合に友の会の会員に親代わりの付添人になっていただいたらというような事案もあることはある。また、一旦保護観察とかあるいは少年院から帰った少年については保護観察所が中心で、BBSとかがあるがそういうところと連携していけば、少年問題に対して一貫した手厚い保護ができるのではないかという思いはある。
 - 在院少年で精神疾患等の投薬等も行ってずいぶん良くなったところで、少年院を退院した場合、その後のフォローは法律上はできないので切れてしまう。そのあたりのよい方法はとっているのか。
 - 少年院を仮退院でなく退院した場合には方法はない。仮退院なら必然的に保護観察となる。少年の場合はほとんど退院はなく、必ず保護観察とペアにするため仮退院とされる。収容継続もその方法の一つで、少年院に収容している期間を実際に延ばすのではなく形式的な収容期間を延ばして仮退院として保護観察に繋げるということもある。
 - 家庭裁判所でできることには限りがあり、その中でも実際に担当している裁判官はそれなりにもがいている。そこは是非分かっていたきたいと思う。それから、もっともっと社会全体が受け入れて少年にチャンスを与えてほしいと思う。
- 5 次回の岡山家庭裁判所委員会について
今回は、11月9日に成年後見問題をテーマとして開催することとなった。